

新型コロナウイルス

感染症対策



2023.1



北海道自転車競技連盟
Hokkaido Cycling Federation



まえがき

北海道自転車競技連盟は、2023年シーズンの大会開催に向けて「新型コロナウイルス感染症対策」を改訂することとしました。

改訂にあたっては、令和4年12月26日に改訂された公益財団法人日本スポーツ協会による「スポーツイベント再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」、令和5年1月13日に改訂された国際自転車競技連合(UCI)「2023年COVID-19パンデミック下におけるロードサイクリング大会開催に適用される規則」、および日本自転車競技連盟「緊急事態宣言解除後の大会開催に向けたガイドラインについて」(2021年9月5日)を参照しています。

主な改正点は、

- ① これまで実施していた「健康チェックシート」(ワクチン接種記録の確認を含む)のチェックを廃止
 - ② 大会当日の「検温」及びリストバンド着用を廃止
 - ③ 新型コロナウイルス接触確認アプリ等の活用を廃止
 - ④ マスク着用義務を緩和
 - ⑤ 表彰式等の式典自粛を廃止
 - ⑥ 人と人の対面場所に設置していた透明ビニールカーテンについて、短時間の対面場所は廃止
 - ⑦ 審判車両等の搭乗制限3人以内を廃止
- 等となっています。

このように大幅な改訂となっていますが、新型コロナウイルスの感染は衰えておらず、引き続き十分注意していかなければならない状況です。本対策に記載されている事項については、関係各位におかけましては万全の対応を執っていただき安全安心な大会運営に努めていただきますようお願い申し上げます。

なお、本資料は小規模イベントに適用することを想定して作成しています。大規模イベントの場合には改めて感染防止安全計画を作成する必要があります。また、緊急事態措置やまん延防止等重点措置が発令された場合には、政府及び都道府県の示す開催基準に従うことが必要です。

令和5年1月
北海道自転車競技連盟 理事長 堀江洋一郎



I 基本的事項

(1) 準拠規定

- 公益財団法人日本スポーツ協会「スポーツイベント再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」(最新版は令和4年12月26日改訂)
- 日本自転車競技連盟「緊急事態宣言解除後の大会開催に向けたガイドラインについて」(最新版は2021年9月5日)

国内大会ではあるが、UCI 規則(国際レース)の良いところは参照。

- 国際自転車競技連合(UCI)「2023年COVID-19 パンデミック下におけるロードサイクリング大会開催に適用される規則」(2023年1月13日)

II 対応策(プロトコル)

A. 大会前

1 感染症予測制御チーム

COVID-19 対策等に精通した COVID-19 コーディネーター及びコーディネーターをサポートするスタッフで構成する。

コーディネーター : ○○○○
スタッフ : ○○○○、○○○○

コーディネーターの責務は以下のとおりとする。

- 大会前に、地域のパンデミック深刻度を評価する。
- COVID-19 疑いのある症例管理のプロトコルに関して診察までの手順をコーディネート

2 大会の参加募集時の対応

大会主催者は、参加募集に際し、感染拡大の防止のために参加者が遵守すべき事項を明確にして、協力を求めることが必要である。このため、大会主催者が参加者に求める感染拡大防止のための措置として、以下の事項を明示する。

- ① 体調がよくない(例:発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)は、自主的に参加を見合わせる事。
- ② 過去5日以内に新型コロナウイルス陽性判定を受けた者との濃厚接触がある者は、自主的に参加を見合わせる事。
- ③ 適切なマスク(不織布マスクを推奨。以下同じ。)を持参し、正しい着用と場面に応じた適切な着脱をすること。
- ④ 石鹸と流水による手洗い、アルコール等による手指消毒を徹底すること。
- ⑤ 他の参加者、主催者スタッフ等との適切な距離を確保すること。(障がい者の誘導や介助を行う場合を除く。)
- ⑥ 大会中に大声を出す場合には、対人距離の確保とともに、換気の徹底や適切なマスクの着用等に留意すること。マスクを着用し、大声を出さない場合であっても、人と人が触れ合わない程度の距離を保つこと。
- ⑦ 感染防止のために主催者が決めたその他の外の遵守、主催者の指示に従うこと。
- ⑧ 大会で新型コロナウイルス感染症を発症した場合には、主催者に対して速やかに報告すること。
- ⑨ ゴミは持ち帰る。特に使用済みマスクや鼻水、唾液が付いたゴミは袋に入れて密封するなど配慮すること。

B レース前

1 衛生手順等の情報提供

衛生手順に関する「北海道スタイル」に従い保護対策を実施し、情報提供を行う。「北海道スタイル安心宣言」の「7つのポイント」は、以下の7項目で構成されている。

- 1 スタッフのマスク着用や小まめな手洗いに取り組みましょう。
- 2 スタッフの健康管理を徹底しましょう。
- 3 施設内の定期的な換気を行いましょ。
- 4 設備、器具などの定期的な消毒・洗浄を行いましょ。
- 5 人と人の接触機会を減らすことに取り組みましょ
 - ・一定の距離（2m程度）の確保
 - ・間仕切りなどの活用や人数制限、空席の確保など
- 6 お客様にも咳エチケットや手洗いを呼びかけましょ。
- 7 店の取組をお客様に積極的にお知らせましょ。

「北海道スタイル」安心宣言ピクトグラムを利用して、会場内で適合箇所に掲示する。

道民の皆さまへ

 <p style="color: white;">いまは、 きよりとって</p>	 <p style="color: white;">手を洗おう</p>	 <p style="color: white;">咳エチケット</p>	 <p style="color: white;">換気をしよう</p>	 <p style="color: white;">正しく理解し 思いやりある行動を</p>
 <p style="color: white;">3つの「密」を さけよう</p>	 <p style="color: white;">テイクアウトや デリバリーも</p>	 <p style="color: white;">オンラインを 上手に使おう</p>	 <p style="color: white;">いまは、小声で</p>	 <p style="color: white;">北海道スタイル</p>

はじめよう、つづけよう。「北海道スタイル」

2 スタッフの管理

大会主催者自身について、感染症の拡大を防ぐため、スタッフの管理等について以下の事項を実施する。

- ① スタッフに対して新型コロナウイルス感染症予防管理対策を周知・徹底すること。
- ② 普段から、毎日の健康状態を把握すること。
- ③ 発熱又は風邪等の症状がみられるスタッフについては、出勤自粛を図るよう促すこと。
- ④ ワクチン接種については、厚生労働省 HP の「新型コロナワクチンについて」等を参照すること。
- ⑤ 主催者としてスタッフの検査を実施する必要がある場合は、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、内閣官房新型コロナウイルス対策推進室事務連絡「職場における検査等の実施手順(第3版)について」(令和4年10月19日)等を参照すること。

C 大会当日

1 共用エリアの清掃・消毒等

参加者の共用スペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所(ドアノブ、テーブル、椅子等)については、定期的に消毒すること。

タグ取り付けは、セルフサービスで行うこととし、工具消毒もセルフで実施できるよう工具用消毒液を配置する。



2 参加受付時

大会当日の受付時に参加者が密になることの防止や、安全に大会を開催・実施するため、以下に配慮して受付事務を行う。

- ① 受付入り口には、手指消毒剤を設置すること。
- ② 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状のある人は入場しないように、張り紙などで注意を促すこと。
- ③ 人と人が長時間対面する場所は、換気を徹底するむとともに、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること。
- ④ 参加者が距離をおいて(人と人が触れ合わない間隔)並べるよう周知等を行うこと。
- ⑤ 受付を行うスタッフには、適切なマスクを着用させること。

主催者が、水を参加者に提供する際は、取り扱うスタッフには適切にマスクを着用させること。

3 適切なマスクの正しい着用

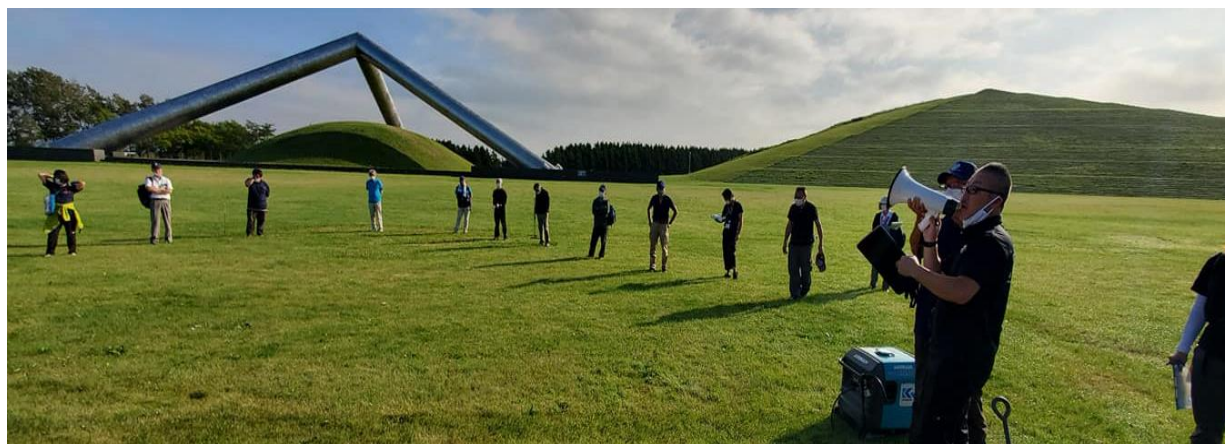
スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、厚生労働省 HP「マスクの着用について」を参照し、適切なマスクの正しい着用と場面に応じた適切な着脱を行うこと。なお、屋外において、他者と距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用の必要はない。

4 適切な距離の確保

周囲との距離については、介助者や誘導者の必要な場合を除き、大声を伴わない場合は、人と人が触れ合わない間隔を保ち、大声を伴う可能性がある場合は、前後左右の身体的距離の確保(座席間は1席(座席がない場合は最低1m)空ける)を行うこと。

運動強度が高い運動・スポーツの場合は、呼吸が激しくなるため、より一層距離を空ける必要がある。また、マスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意する必要がある。

(※)感染予防の観点からは、少なくとも2mの距離を空けることが適当である。



(1) 出走確認

感染防止対策のため、出走サインに変えて「義務的通過地点での点呼」を行う。

出走確認

- 1 スタート前に、全競技者は、コミセールの監督の下に**義務的通過地点での点呼**を行う。競技者とチーム監督は、**義務的通過地点での点呼**に集合しなければならない。集合地点に、スタート時刻のすくなくとも15分前までに集まり準備しなければならない。スターティング・シート署名において、競技者はチームの衣服を着用する。**義務的通過地点での点呼**は、スタート時刻の10分前に終了する。競技者は**義務的通過地点での点呼**を受けなければならない。さもなければレースから除外または失格とされる。しかし、特定の状況の特別な出来事の場合に、コミセール・パネルは、問題の競技者をスタートさせることができる。主催者は、チーム紹介およびワンデイ・レースとステージ・レースの第1ステージでの**義務的通過地点での点呼**におけるチーム順を決めることができる。チーム順が尊重されない場合、第44条(罰則表)に従い、競技者とチーム監督は制裁される。

- 2 コミセールは、スタートラインに現れた競技者が、規則に則した準備（自転車、服装、ゼッケン等）をしているか確認する。
- 3 競技者は、2枚のゼッケンを付ける。タイムトライアルにおいては、1枚でよい。
- 4 タイムトライアルを除き、ゼッケンと同じ番号板をフレームの前方（不可能であればその他の箇所）の見やすいところに付けなければならない。



義務的通過地点での点呼

(2) フィニッシュエリア後方のアクセス制限

フィニッシュライン後方エリアには、必須の人だけにのみアクセスを許可する。カメラマンも許可された人だけに制限する。

また、ライダーが滞留することがないように速やかに退出するよう促す。勝利を祝うときは、ハグを行わないよう要請する。

(3) 車内の感染リスク低減

オーガナイザー・審判・チーム車両では、車内の限られたスペースでの感染リスクを減らすため、以下を推奨する。

- 車内ではマスク着用を義務付ける
- 窓を半分開けて、車内を換気する（気象条件による）

5 ロード競技開催に関する留意点

(1) 個人タイムトライアル

- ① バイクチェックは実施しない
- ② スタート前の待機エリアに椅子は設置せず、選手は立って待機する
- ③ スタートのタイミングはハンズフリー拡声器などを利用して行い、審判は選手から離れた位置に配置する
- ④ 密を避けるためにスタートリストの張り出しは実施せず、web ツール（メール、Facebook、メッセージアプリ等）を使用して選手の出走時間の連絡を行う
- ⑤ スタート/フィニッシュはそれぞれ異なる場所に配置する

- ⑥ 待機場所には選手の待機位置に印をつけ、選手同士のフィジカルディスタンスを維持できるようにする
- ⑦ 一番平均速度の速いカテゴリー/グループから出走を始め、遅いカテゴリー/グループの出走を後に設定する
- ⑧ 選手同士がコース内で接近することが極力無いように、出走間隔を空ける
- ⑨ 待機エリアが密集しないよう、選手が待機エリアに来る時間/タイミングを明示する
- ⑩ ホルダー（選手を支える役員）はおかず、選手は地に足をつけた状態からスタートさせる

(2) ロードレース（マスドスタート、クリテリウム等）

- ① コース内へ進入する選手と、退出する選手の導線を分ける
- ② 入退出の導線はわかりやすく表示をする
- ③ 出走サインは実施せず、代替として出走前点呼を行う
- ④ 極力集団走行を減らす（集団走行が利点とならないような）コース設定をする
- ⑤ フィニッシュラインでの密集状態を極力避けるために、短いサーキットではなく極力周回を長く設定する
- ⑥ レースの終了時に、コースから退出する選手に「速やかに退出するように」促す役割の人員を配置する
- ⑦ フィードゾーン（補給地点）の設置は極力避ける。設置が必要な場合は後述の推奨項目に従うこと

(3) フィードゾーン（補給地点）について

- ① フィードゾーンの設定を条件として求められる UCI 登録大会においてのみ、以下の項目に従い設置することを推奨する（非 UCI 登録大会に関してはフィードゾーンの設置は推奨しない）
- ② フィードゾーンは、住家等から離れた場所で一般観客等のアクセスが不便な場所に選定する。また、補給バスやサポートカー専用の十分な広さを有する駐車場を確保し、補給員同士の距離を十分確保できる長さの補給区間を確保する。駐車場及び補給区間には関係者以外立入禁止のためのコーンを設置するなど物理的対策を行う。
- ③ 関係者以外の車両は駐車場への進入を禁止する。また、車両の入場・退場等については主催者の指示による。
- ④ 補給員はあらかじめ登録された人員のみが行う。
- ⑤ 補給員は、マスク、使い捨て手袋を装着して補給することを基本とし、補給員には使い捨て手袋を配布する。また使い捨て手袋使用後の「ゴミ捨て」を用意する。
- ⑥ 地面に印をつける等により補給員同士の距離を維持する。距離が取れていない場合や、マスク・手袋着用がなされていない場合にスタッフは補給員に指示することができる。指示に従わない場合、補給を認めない。
- ⑦ 選手にはボトルやゴミの廃棄はフィードゾーンの後に設置された廃棄ゾーンで必ず廃棄をするよう指導する
- ⑧ 廃棄ゾーンの廃棄物撤去は専用の人員で行なうものとし、一般廃棄物として自治体が定める方法に従い適切に処理する。

- ⑨ 気候等の状況により、どうしても必要と判断されない限りはニュートラルからの補給（水）の提供は実施しない

(4) 車列について

① 機材トラブルの対応

- a. 選手は多少の機材トラブルには自身で対応できるように最低限の器具を持って走る
- b. ニュートラルサービスを利用する場合以下のことに気を付ける：
 - ・ホイールは使用前に消毒すること
 - ・ニュートラルサービスのメカニックは手袋を装着して作業する（素手で作業しない）
 - ・返却されたホイールは消毒すること

② サグワゴン（回収車）について

- a. 選手が乗車する際、他の選手と十分な距離が取れるような大きさの車両を配置する
- b. 車両に自転車を積み込む際のプロセスを予め取り決めておく
(例：選手自身の手で積み込む、または1名の専任人員を配置する)

6 レース参加者留意事項

- 運動・スポーツ中に、唾や痰を吐くことは極力行わないこと。
- タオルの共用はしないこと
- 飲みきれなかったドリンク等を指定場所以外(例えば走路上)に捨てないこと。
- 鼻水、唾液などがついたゴミは、ビニール袋に入れて密封して縛り、各自持ち帰り所定のゴミ袋ステーション設置場所に捨てること。

7 観客対策

観客同士が密な状態とならないよう、大会参加者間の適切な距離の確保を促すことが求められます。大声を伴わない場合は、人と人が触れ合わない間隔を維持し、参加者等に対して大声を出さないことを適切に周知することが必要です。

また、マスクなしでの大声での声援を送らないことや会話を控えること、会話をする場合には適切にマスクを着用すること等の留意事項を周知することが必要です。

なお、マスクを着用しない者や大声を出す者に対して注意をする、必要に応じた退場措置等を行うこととする。

D レース後

1 リザルト発表の電子化

「密」を回避するため、リザルト掲示は行わず、電子配信のみで行う。

2 表彰式

表彰式中は、ライダー及び関係者全員にマスク着用を義務付ける。表彰台は1.5m離して設置する。賞品の授与はセルフサービス・オプションにより受け取ることができる。

E 疑わしい症例への対応

1 症例管理

発熱など疑わしい症例の場合、できるだけ早く症例者を他の参加者から隔離し、マスクの着用を促し距離をとる等の予防措置を講じる。

症例者に対して、体温の計測や必要事項の問診を行い、厚労省通達「疑い患者の要件」に該当する場合は、症例者の帰宅を促す等の措置を行う。

感染が疑われる場合の「受診・相談センター」や医療機関への連絡等は、多くの場合、症例者が自宅に帰ってからの対応になるので、必要に応じてCOVID-19コーディネーター又は救護班は症例者に対して必要な情報提供を行う。

症例者への対応を実施した場合、救護班とコーディネーターは情報共有を図るものとし、オーガナイザー・チーフコミセールにも連絡する。

2 症例確定後の対応

大会終了後5日以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に連絡する。主催者は、大会関係者に症例発生に関する情報を連絡する。